

南越前町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 福井県 南条郡 南越前町

事 業 名 : 個別排水処理施設事業

策 定 日 : 令和 2 年 12 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口	442人	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	下水道認可区域以外		
合併浄化槽設置基数	133基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	下水道認可区域以外の住民は、公共下水道に接続できず水質の保全・改善及び快適な生活環境の向上を図ることができないため、下水道認可区域内の住民と同様に水洗化のサービスを楽しむことができるよう、平成7年度より下水道認可区域以外の住民に対して合併処理浄化槽を設置し整備することとした。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	個別排水施設料金は他の下水道事業と同じ料金体系としている。なお、令和元年10月に料金を改定した。(以下、税抜) 基本料金 1,650円 人数割料金 750円						
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本料金(使用料10m ³ まで) 1,650円 水量割料金(使用料11m ³ 以上) 1m ³ 当たり200円						
その他の使用料体系の 概要・考え方							
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,348	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,504	円
	平成30年度	3,348	円		平成30年度	3,781	円
	令和元年度	4,290	円		令和元年度	4,114	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	損益勘定所属職員 0人 資本勘定所属職員 0人 (下水道事業・農業集落排水事業兼務 1人)
事業運営組織	建設整備課 上下水道・環境グループにて上水道事業、公共下水道事業等とともに運営を行っている。 下水道係職員は公共下水道事業等と兼任しており、個別排水処理事業の専従職員は配置していない。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	合併処理浄化槽の定期検査・定期清掃業務を委託している。
	イ 指定管理者制度	今後の民間委託の成果も踏まえつつ、南越前町の個別排水処理施設事業に有益になる民間活用の方策が見込まれる際には、その時点で適切に検討する。
	ウ PPP・PFI	今後の民間委託の成果も踏まえつつ、南越前町の個別排水処理施設事業に有益になる民間活用の方策が見込まれる際には、その時点で適切に検討する。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	合併処理浄化槽のため、エネルギー利用の取組はない。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	排水設備所有者である個人宅地に無償設置の承諾を得たうえで、合併処理浄化槽を設置しているため、土地・施設等の資産活用はない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」参照

収益的収支比率については、恒常的に100%以下であり、収支不足分を他会計繰入金にて賄っているのが現状である。
 企業債残高対事業規模比率については、近年、新規の企業債は無く額の変動もないため、営業収益に応じて率は変動している。また、平成30年度には、企業債の一部が償還済となり、さらに、新たな起債もないことから、年々比率が低下し、今後はこのまま推移するとみられる。
 経費回収率は平成30年度においても類似団体の水準を若干超過したが、以前として低水準である。今後は、健全な経営を目指し、健全経営を見据えた使用料の改定を行う必要がある。
 汚水処理原価は類似団体より高水準であった。今後は、投資の効率化や、より適切な経営方法の検討などの改善が必要と考えられる。
 施設利用率はほぼ均衡して推移しているが、過疎による人口の減少により、減少していくことが予測される。一方、宅地造成の計画はあるものの、小規模かつ浄化槽区域のみに限定していないため、現況から大幅な変動はないと考えられる。
 水洗化率は100%であり、類似団体より高い。適切な汚水処理と水質保全の観点から、今後もこの数値を維持していきたい。
 現在は、施設機能の維持のため、定期的な清掃並びに点検を行い、修繕が必要な施設については部分的な修繕を行っている。
 本施設は比較的新しいため、老朽化は進んでいない。また、機能的にも全面的な改修を必要とする箇所はないが、今後は、老朽化が進行することから、長期的視点の施設改修計画を検討したい。

2. 経営の基本方針

<p>本町の個別排水処理施設整備事業は、町内の生活雑排水の処理の促進と生活環境の向上に資することを目的として、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水処理事業の計画区域外を対象に、合併処理浄化槽の設置を実施している。 合併処理浄化槽の維持管理は、使用料及び一般会計繰入金により運営しているため、個別排水処理事業特別会計を設置し、公営企業に準じて処理を行っている。 今後は、料金収入によって経費を賄う独立採算制で行うことを基本とし、資金不足の縮減を行い、一般会計からの繰入金を安易に求めず、現行の使用料金体系を維持し賄い、自立経営を目指し経営基盤の強化に努める。</p>

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<p>○投資の目標に関する事項 本町の個別排水処理施設整備事業は、個人設置型の事業であり、市町村設置型の浄化槽の新設はない。 年間の個人設置による合併処理浄化槽設置予定数は、年間2基の設置を目標に計画しており、個人設置における補助金は、一般会計で処理している。</p> <p>○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 計画期間中に耐用年数に達する合併処理浄化槽はないため、浄化槽更新工事に関しては本計画に反映していない。</p>
--

② 収支計画のうち財源についての説明

<p>○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 合併処理浄化槽の設置基数は増加しているため、使用料収入も増加する計画である。 町の施策としている位置づけから、使用料は公共下水道事業等と同様の使用料体系のため、公共下水道事業等で使用料の見直しが実施された際は、本事業の使用料収入も変更する。水道ビジョンにおいて令和5年度と8年度に改定を検討していく必要があり、公共下水道事業等も併せて検討する。</p> <p>○繰入金に関する事項 経費を削減した上で、営業費用に不足する収益については、一般会計から繰入金で補填している。その運用上の基準としては、総務省の繰出基準に基づき、一般会計が負担する必要な経費として、起債元金償還金の一部に相当する金額を繰入している。また、基準内繰入金だけでは収支がとれなければ、繰出基準に基づかない繰入をしている。</p>

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>修繕費・法定検査手数料・管理清掃委託料については、令和2年度の予算額をベースに、合併処理浄化槽の設置基数に応じて増加する費用を見込んで試算している。</p>

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

<p>投資の平準化に関する事項</p>	<p>現時点では、耐用年数を超える合併処理浄化槽はないが、次計画においては、既設の合併処理浄化槽の更新工事の費用も考慮する必要があることから、急激に費用の増とならぬよう投資の平準化を検討していく。</p>
<p>民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)</p>	<p>今後の民間委託の成果も踏まえつつ、南越前町の個別排水処理施設事業に有益になる民間活用の方策が見込まれる際には、その時点で適切に検討する。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

<p>使用料の見直しに関する事項</p>	<p>使用料体系は従来どおり、他の下水道事業と同一の料金料金体系とする。料金の見直しについては今後の建設改良投資の動向及び下水道事業を長期的、継続的に運営する必要性を踏まえて検討する。 使用料の見直しと、合併処理浄化槽の新設に伴う使用料の増につながった場合には、一般会計からの繰入の減少に取り組む。</p>
----------------------	---

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

<p>民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)</p>	<p>今後の民間委託の成果も踏まえつつ、南越前町の個別排水処理施設事業に有益になる民間活用の方策が見込まれる際には、その時点で適切に検討する。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>合併処理浄化槽の消耗部品の交換が主な修繕であり、新規の合併処理浄化槽の設置により、修繕費は増加していく。耐用年数に近づくにつれて、交換箇所・頻度に伴う費用の増が見込まれるため財源を確保しておく必要がある。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>適切に合併処理浄化槽の定期検査・定期清掃業をすることにより、耐用年数以上に資産を活用することが可能と見込まれるため、適切な維持管理に努める。</p>

4. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営状況の変化に対応するため、進捗管理は毎年度実施し、概ね5年ごとに見直しを行う。
---------------------	---

経営比較分析表（平成30年度決算）

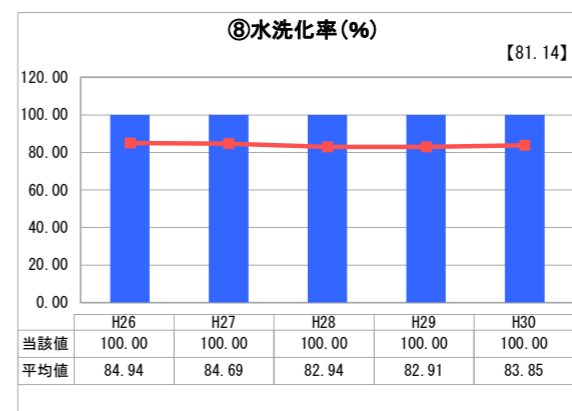
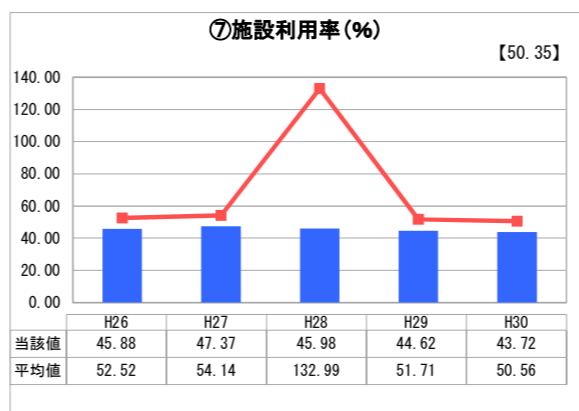
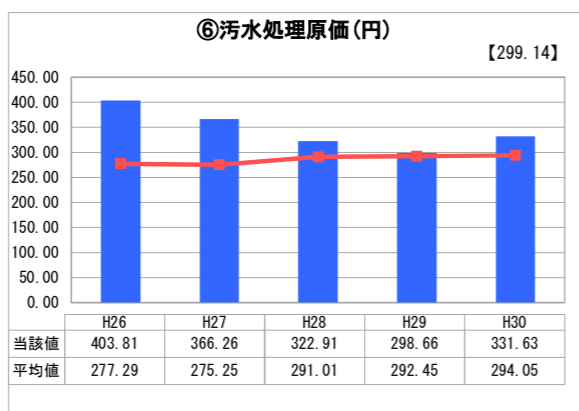
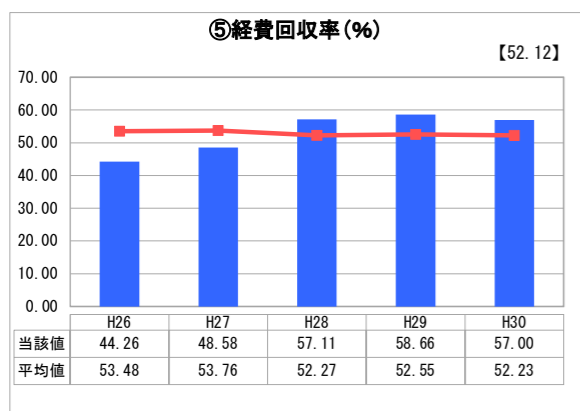
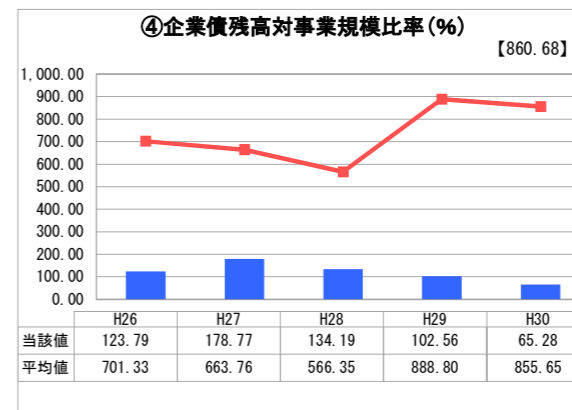
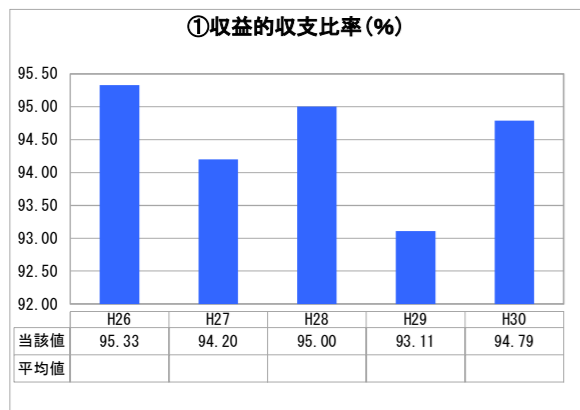
福井県 南越前町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	4.11	100.00	3,348

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
10,701	343.69	31.14
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
436	0.25	1,744.00

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率については、恒常的に100%以下であり、収支不足分を他会計繰入金にて賄っているのが現状である。

④企業債残高対事業規模比率については、近年、新規の企業債は無く額の変動もないため、営業収益に応じて率は変動している。また、平成30年度には、企業債の一部が償還済となり、さらに、新たな起債もないことから、年々比率が低下し、今後はこのまま推移するとみられる。

⑤経費回収率は平成30年度においても類似団体の水準を若干超過したが、以前として低水準である。今後は、健全な経営を目指し、健全経営を見据えた使用料の改定を行う必要がある。

⑥汚水処理原価は類似団体より高水準であった。今後は、投資の効率化や、より適切な経営方法の検討などの改善が必要と考えられる。

⑦施設利用率はほぼ均衡して推移しているが、過疎による人口の減少により、減少していくことが予測される。一方、宅地造成の計画はあるものの、小規模かつ浄化槽区域のみに限定していないため、現況から大幅な変動はないと考えられる。

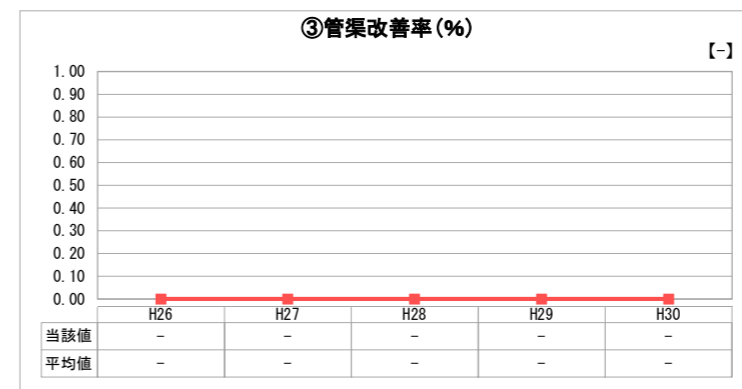
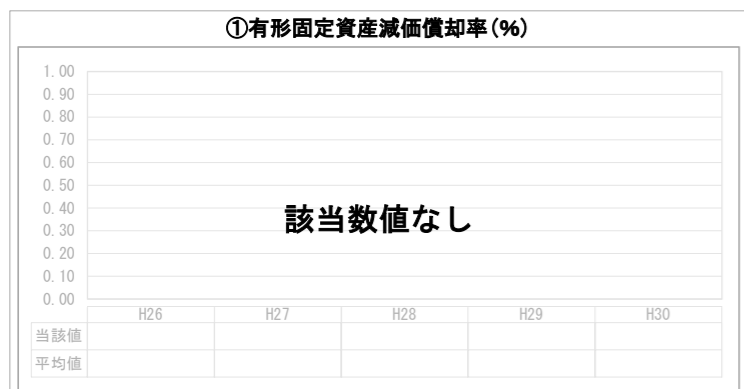
⑧水洗化率は100%であり、類似団体より高い。適切な汚水処理と水質保全の観点から、今後ともこの数値を維持していきたい。

2. 老朽化の状況について

現在は、施設機能の維持のため、定期的な清掃並びに点検を行い、修繕が必要な施設については部分的な修繕を行っている。

本施設は比較的新しいため、老朽化は進んでいない。また、機能的にも全面的な改修を必要とする箇所はないが、今後は、老朽化が進行することから、長期的視点の施設改修計画を検討したい。

2. 老朽化の状況



全体総括

経営の健全化について、維持管理経費の削減に取り組んでいるものの、依然として収入の中では他会計繰入金が高い割合を占めている。今後は、人口減少がさらに進行すると予測されることから、今以上に使用料の減少が予測される。

そこで、令和元年10月に使用料を改定し、事業の財源確保を図るとともに、経営の健全化を進めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	10,981	12,655	13,624	13,759	13,898	14,038	14,178	14,323	14,098	14,195	14,354	14,406	
	(1) 営 業 収 益 (B)	6,016	6,655	7,667	7,759	7,852	10,251	10,374	10,498	13,705	13,870	14,036	14,205	
	ア 料 金 収 入	6,016	6,655	7,667	7,759	7,852	10,251	10,374	10,498	13,705	13,870	14,036	14,205	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ そ の 他													
	(2) 営 業 外 収 益	4,965	6,000	5,957	6,000	6,046	3,787	3,804	3,825	393	325	318	201	
	ア 他 会 計 繰 入 金	4,965	6,000	5,956	6,000	6,046	3,787	3,804	3,825	393	325	318	201	
	イ そ の 他			1										
	2 総 費 用 (D)	10,385	12,059	13,002	13,121	13,242	13,364	13,486	13,611	13,741	13,890	14,043	14,199	
	(1) 営 業 費 用	10,054	11,759	12,733	12,886	13,040	13,197	13,355	13,516	13,678	13,842	14,008	14,176	
	ア 職 員 給 与 費													
	イ そ の 他	10,054	11,759	12,733	12,886	13,040	13,197	13,355	13,516	13,678	13,842	14,008	14,176	
	(2) 営 業 外 費 用	331	300	269	235	202	167	131	95	63	48	35	23	
	ア 支 払 利 息	331	300	269	235	202	167	131	95	63	48	35	23	
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	596	596	622	638	656	674	692	713	358	305	311	207		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	610	625	640	656	672	688	706	722	473	443	451	119	
	(1) 地 方 債													
	うち 資本費平準化債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	610	625	640	656	672	688	706	722	473	443	451	119	
	(3) 他 会 計 借 入 金													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	1,199	1,229	1,261	1,294	1,328	1,362	1,398	1,434	803	720	734	297	
	(1) 建 設 改 良 費													
	うち 職員給与費													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,199	1,229	1,261	1,294	1,328	1,362	1,398	1,434	803	720	734	297	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 589	△ 604	△ 621	△ 638	△ 656	△ 674	△ 692	△ 712	△ 330	△ 277	△ 283	△ 178		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	7	△ 8	1	0	△ 0	△ 0	△ 0	1	28	28	28	29		
積 立 金 (K)														
前年度からの繰越金 (L)	101	108	100	101	101	101	101	101	102	130	158	100		
前年度繰上充用金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	108	100	101	101	101	101	101	102	130	158	186	129		
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)	108	100	101	101	101	101	101	102	130	158	186	129		
(N)-(O) 赤 字 (Q)														
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	95	95	96	95	95	95	95	95	97	97	97	99		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	6,016	6,655	7,667	7,759	7,852	10,251	10,374	10,498	13,705	13,870	14,036	14,205		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V) × 100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	12,734	11,505	10,244	8,950	7,622	6,260	4,863	3,428	2,625	1,905	1,171	874		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
収 益 的 収 支 分		4,965	6,000	5,956	6,000	6,046	3,787	3,804	3,825	393	325	318	201
	うち 基準内繰入金	811	806	802	797	794	789	783	780	377	313	309	191
	うち 基準外繰入金	4,154	5,194	5,154	5,203	5,252	2,998	3,021	3,045	16	12	9	10
資 本 的 収 支 分		610	625	640	656	672	688	706	722	473	443	451	119
	うち 基準内繰入金	218	222	226	231	235	239	244	248	253	258	263	
	うち 基準外繰入金	392	403	414	425	437	449	462	474	220	185	188	119
合 計		5,575	6,625	6,596	6,656	6,718	4,475	4,510	4,547	866	768	769	320